

**疑問相談****消費税****電子帳簿保存法と仕入税額控除****Q**

内国法人A社は、当課税期間に、得意先の従業員に対する交際費等を支出し、当該交際費等に係る課税仕入れの税額について仕入税額控除を適用するため、その領収書をコピー機により電磁的記録に変換したスキャン文書として保存しておきました。ただし、A社は、取引の相手先から受け取った請求書等の国税関係書類につき書面による保存に代えてスキャン文書により保存する旨の承認を所轄税務署長等から受けていません。

この場合、A社は、当課税期間における交際費等に係る課税仕入れの税額控除につき仕入税額控除の適用ができるか、消費税法及び電子帳簿保存法上の取扱いについてご教示願います。

A

A社は、当該交際費等の領収書をスキャン文書として保存していることから、請求書等の国税関係書類につき書面による保存に代えてスキャン文書により保存する旨の承認を所轄税務署長等から受けている場合には、当該交際費等に係る課税仕入れの税額控除について、消費税法30条7項に規定する請求書等が保存されていると認められ、当課税期間における交際費等に係る課税仕入れの税額について、仕入税額控除の適用を受けることができます。

しかしながら、A社は、上記の承認を受けていないため、消費税法30条7項に規定する請求書等が保存されていると認めることはできません。したがって、A社は、当課税期間における交際費等に係

る課税仕入れの税額について、仕入税額控除の適用を受けることができません。

【解 説】**1 電子帳簿保存法****(1) 制度趣旨**

電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を認めるものであり、納税者における国税関係帳簿書類の保存等という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、あらかじめ所轄税務署長等の承認を受け、かつ、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことを条件としています。

(2) 内容

電子帳簿保存法（電子計算機を使用し

て作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の内容は次のとおりとなります。

- (a) 電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類について、所轄税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電磁的記録又はCOM(電子計算機出力マイクロフィルム)による備付け及び保存が認められます(電帳法4①②、5)。
- (b) 取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について、所轄税務署長等の承認を受けた場合には、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます(電帳法4③)。
- (c) EDI取引(電子データ交換による取引)やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的記録又はCOM若しくは書面により保存しなければなりません(電帳法10)。

(3) 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁氣的

方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい(電帳法2③)、情報それ自体あるいは記録に用いられる媒体のことでなく、一定の媒体上で使用し得る情報が記録・保存された状態にあるものをいいます(電帳法取扱通達4-1)。

具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等に記録・保存された状態にあるものをいいます。

(4) 国税関係帳簿書類の保存方法の可否

	紙保存	電子データ・COM保存 (一貫して電子作成)	スキャナ保存 (紙→スキャナ)
帳簿	○ 原則 所法148・法126等	◎ 特例 電帳法4① (承認制)	× —
書類	○ 原則 所法148・法126等	—	◎ 特例 電帳法4③ (承認制) 真实性・可視性の要件: タイムスタンプ等
	○ 原則 所法148・法126等	◎ 特例 電帳法4① (承認制) 可視性の要件: 検索機能等	◎ 特例 電帳法4③ (承認制) 真实性・可視性の要件: タイムスタンプ等

- 所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの
- ◎ 電子帳簿保存法での保存が可能なもの
- × 保存が認められないもの

(国税庁ホームページを一部加工)

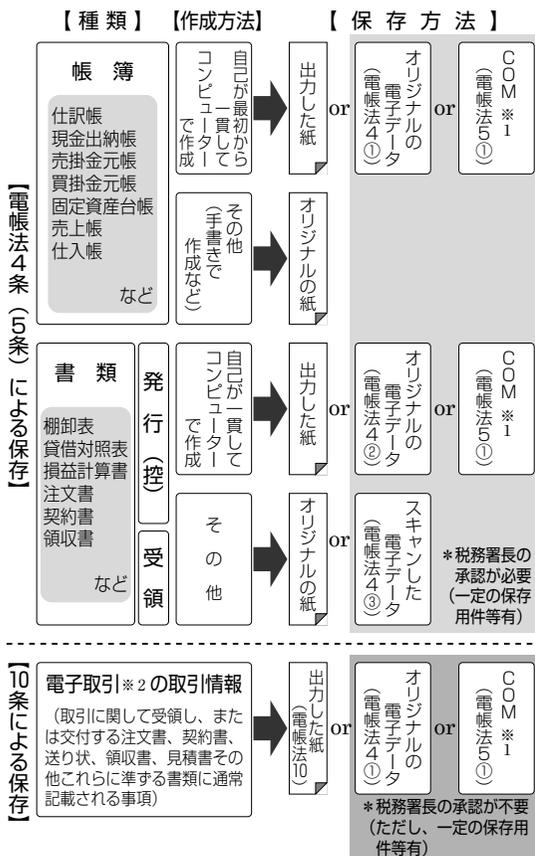
大蔵財務協会

所得税 確定申告ハンドブック 令和3年3月 佐藤 和助 著 A5判・320頁
申告用 定価(本体価格2,000円+税)

刊行書籍の
ご案内

所得税確定申告での主な留意点を『チェックポイント』として掲げ、実務上の疑問を簡潔に確認できるハンドブック。数多くの図表・図版・フローチャートを用いて、視覚的・体系的に確定申告実務をサポート。

(5) 国税関係帳簿書類の保存方法



※1 COM：電子計算機出力マイクロフィルム

※2 電子取引：取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう

(国税庁ホームページを一部加工)

2 スキャナ保存制度

(1) 対象書類

国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている国税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類（電帳規3③）を除く、全ての書類が対象となることから、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類が、スキャナ保存制度の対象書類となります。

(2) スキャナの内容

スキャナとは、書面の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいい、「スキャナ」や「複合機(コピー機)」として販売されている機器が該当します(電帳規3④)。また、スマートフォンやデジタルカメラ等についても、上記の入力装置に該当すれば、「スキャナ」に含まれることとなります(電帳法取扱通達4-19)。

3 スキャン文書による仕入税額控除

課税仕入れに係る税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、当該課税仕入れに係る帳簿及び請求書等を保存する必要があります(消法30⑦)、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地等に保存しなければならないこととされています(消令50①)。

この点、上記2(1)のとおり、当該請求書等はスキャナ保存制度の対象となる国税関係書類に該当するため、当該国税関係書類については、所轄税務署長等の承認を受けた場合には、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められます(電帳法4③)。この場合、その基となった書面を保存していない場合であっても、スキャン文書により保存されていれば、当該課税仕入れに係る帳簿及び請求書等は保存されていることとなります。

4 事例の検討

(1) スキャナ保存制度

取引の相手先から受け取った請求書等の国税関係書類はスキャナ保存制度の対象書類であり、同制度上のスキャナ文書

とは、書面の国税関係書類を「スキャナ」や「コピー機」などの入力装置により電磁的記録に変換したデータ文書のことをいうところ、A社は、当該交際費等に係る領収書をコピー機により電磁的記録に変換したスキャン文書としてデータ保存しておいたことから、この点において、当該データ保存された文書は、同制度上のスキャン文書であるといえます。

(2) 電子帳簿保存法

取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について、所轄税務署長等の承認を受けた場合には、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます。

この点、A社は、当該交際費等の領収書について、上記(1)のとおり、スキャン文書として保存していますが、当該承認を所轄税務署長等から受けていないことから、当該領収書のスキャン文書による保存は認められません。

(3) 仕入税額控除の適否

課税仕入れに係る税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、消費税法30条7項に規定する請求書等の保存が要件とされており、当該請求書等については、スキャナ保存制度の対象となる国税関係書類に該当するため、スキャン文書による保存につき所轄税務署長等の承認を受けた場合には、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められます。

この点、A社は、当該交際費の領収書

をスキャン文書として保存していましたが、スキャン文書による保存につき所轄税務署長等の承認を受けていないため、消費税法30条7項に規定する請求書等が保存されているとは認められません。したがって、A社は、当課税期間における交際費等に係る課税仕入れの税額について、仕入税額控除の適用を受けることができません。

(4) 結論

A社は、当該交際費等の領収書をスキャン文書として保存していることから、請求書等の国税関係書類につき書面による保存に代えてスキャン文書により保存する旨の承認を所轄税務署長等から受けている場合には、当該交際費等に係る課税仕入れの税額控除について、消費税法30条7項に規定する請求書等が保存されていると認められ、当課税期間における交際費等に係る課税仕入れの税額について、仕入税額控除の適用を受けることができます。

しかしながら、A社は、上記の承認を受けていないため、消費税法30条7項に規定する請求書等が保存されていると認めることはできません。したがって、A社は、当課税期間における交際費等に係る課税仕入れの税額について、仕入税額控除の適用を受けることができません。

(留意点)

令和3年度税制改正により、令和4年4月1日以後の電子帳簿保存に係る承認制度は廃止される予定です。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹